

擁壁・がけの安全化対策 に向けた支援事業のご案内

事業概要

地震・集中豪雨等による家屋や宅地への土砂災害を未然に防ぐため、擁壁及びがけの所有者等に対して、安全化対策に関する助言を行う専門家を派遣し、安全化対策工事にかかる費用の一部を助成する事業です。

擁壁・がけの安全化を検討している方へ

- ① 擁壁・がけコンサルタント派遣 **無料** . . . P2
- ② 擁壁築造工事費助成金(擁壁等安全化対策助成金) . . . P5

土砂災害特別警戒区域の指定解除をしたい方へ

- ③ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣 **無料** . . . P8
- ④ 土砂災害対策工事費助成金(擁壁等安全化対策助成金) . . . P10

- ・対象敷地につき、専門家派遣・工事費助成を1回のみご利用できます。
- ・各事業共、予算に限りがあります。受付状況により申請をお断りする場合がございますので、ご注意ください。
- ・各事業共、令和6年度の申請受付は 令和6年12月27日(金)までです。



写真) 平成28年熊本地震により発生した宅地擁壁崩壊: 国土交通省資料より

擁壁・がけの安全化対策に向けた支援

調布市では、高さ 2.0mを超える擁壁・がけや、土砂災害警戒区域等の安全化に対する支援を行っています。

所有している擁壁の安全性が心配

安全な擁壁を築造したいが、誰に相談したらよいか分からない

擁壁の築造を検討しているが、どのくらい費用がかかるか知りたい

土砂災害特別警戒区域に指定されていて、指定解除したいがどうしたらよいか分からない

土砂災害警戒区域の対策工事について、誰に相談したらよいか分からない

安全化対策を検討中
の方へは・・・

擁壁等の専門家を派遣します！
(擁壁・がけコンサルタント派遣)

【概要】
専門家を現地に派遣し、既存の擁壁等の健全度を調査します。
調査結果を踏まえて、擁壁の築造（補強）案をご提案します。

詳しくは P2 へ **支援①**

土砂災害の専門家を派遣します！
(土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣)

【概要】
専門家を現地に派遣し、土砂災害警戒区域等の現地状況を調査します。
調査結果を踏まえて、土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた対策案をご提案します。

詳しくは P7 へ **支援③**

所有している擁壁の安全性が心配

安全な擁壁を築造したいが、誰に相談したらよいか分からない

擁壁の築造を検討しているが、どのくらい費用がかかるか知りたい

自宅が土砂災害特別警戒区域に指定されていて、指定解除の工事を計画している

土砂災害特別警戒区域の指定解除がしたいが、費用が高くあきらめてしまっている

安全化対策工事を計画中
の方へは・・・

擁壁の築造工事費を助成します！
(擁壁築造工事費助成金)

【概要】
2m以上の安全な擁壁を新たに築造する方に対し、工事費の一部を助成します。

詳しくは P5 へ **支援②**

土砂災害対策工事費を助成します！
(土砂災害対策工事費助成金)

【概要】
土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事について、工事費の一部を助成します。

詳しくは P9 へ **支援④**

① 擁壁・がけコンサルタント派遣【無料】

1 派遣対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体またはこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 当該擁壁等を含む土地において、建築物を建築するために築造工事を検討している場合
- ・ その他市長が不相当と認める場合

2 派遣対象となる既存の擁壁等

高さ 2 m を超える擁壁等（擁壁又はがけ）で次の①及び②に該当し、整備の必要があると認められるもの

- ① 住宅又は道があるもの
- ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの

整備の必要があると認められる擁壁等とは？

- * 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等）
- * 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- * 鉄筋コンクリート造又は間知石等練積み造^{けんちいし ねりづみ}で、劣化，変化が著しい擁壁
- * がけの法面が露出したままの自然がけ
- * 現に崩壊している擁壁・がけ



空積み擁壁



増積み擁壁



間知ブロック積擁壁

3 派遣の内容

- ① 現地調査
現地に専門家を派遣し、目視調査を行います。目視調査は、擁壁の分類、高さ・長さの調査（測定できない場合は目測）、写真撮影を行います。
また、国のマニュアルに従って、健全度判定を行います。
- ② 申請者等へのヒアリング
築造工事に向けた留意点などの助言を行います。
- ③ 築造（補強）案の提案
①と②の結果を踏まえ、築造（補強）案を提案します。
また、工事する際の課題を抽出します。
- ④ 概算工事費の算出
国のマニュアルを基に、③の案で工事を行う際の概算工事費を算出します。
（間接工事費及び一部の工法については算出できません）

4 申請に必要な書類

以下の書類を添えて申請してください。

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 既存の擁壁等の図面がある場合は、当該図面の写し
- ④ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）※個人の場合
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの
- ⑥ 借地人の場合：土地所有者の同意書
- ⑦ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会，総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑧ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書

5 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

事前相談申請書を提出してください。
専門家派遣の適否について判断いたします。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から専門家派遣が可能であると連絡がありましたら、書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 派遣する専門家の選任

派遣する専門家を市が選任します。

4 派遣決定通知

派遣を決定した旨の通知をさせていただきます。

5 派遣日程の調整

専門家と日程の調整をしていただきます。

6 現地調査・相談の実施

現地調査・ヒアリング等を実施します。

7 調査結果報告書のご説明

築造案や補修案を提案し、概算工事費を算出します。
また、工事する際の課題を抽出します。

専門家派遣 業務完了

工事事業者の選定・契約・工事の実施を検討してください。



調布市擁壁・がけマップ

② 擁壁築造工事費助成金(擁壁等安全化対策助成金)

1 助成対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体またはこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 建築物の建築計画等により建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合又は新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事を行う者
- ・ その他市長が不相当と認める場合

2 助成対象となる安全化対策工事

擁壁の新設工事及び築造替え工事で、次の①及び②に該当するもの。ただし、高さ 2 m を超える擁壁等（擁壁又はがけ）に限る。

- ① 工事前の状態が次のいずれかの条件に該当する擁壁等であること。
 - ・ 空積み擁壁（大谷石，コンクリートブロック等）
 - ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
 - ・ 劣化が著しい擁壁
 - ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
 - ・ その他崩壊の危険性があると認められる擁壁等
- ② 擁壁等の下端から高さの 2 倍の範囲内に道又は住宅がある

3 助成金額

区分	施工後の擁壁の高さ	助成率	上限額
築造する擁壁が以下のいずれかに該当する場合 ・ 擁壁の下端から高さの 2 倍の範囲内に道がある ・ 土砂災害警戒区域等内にある ・ 擁壁の高さが 5メートル以上	2 m 超 3 m 未満	助成対象 工事費 × 1 / 2	200 万円
	3 m 以上 5 m 未満		400 万円
	5 m 以上		500 万円
上記以外	2 m 超 3 m 未満	助成対象 工事費 × 1 / 3	100 万円
	3 m 以上 4 m 未満		200 万円
	4 m 以上 5 m 未満		300 万円

4 必要書類

事前相談時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 確認済証の写し（宅地造成許可工事の場合は、許可通知書の写し）
- ③ 工事見積書の写し（内訳書を含む。）

申請時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 借地人の場合：土地所有者の承諾書
- ④ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑤ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書
- ⑥ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）※個人の場合
- ⑦ 工事工程表
- ⑧ 設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
- ⑨ その他市長が必要と認めるもの

工事完了後

工事が完了したら、以下の書類を添えて実績報告をしてください。

- ① 市が定める報告書一式
- ② 工事に係る書類（領収書、契約書、工事写真等）
- ③ 検査済証の写し

5 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

安全対策工事を行う擁壁等についての資料をご持参のうえ事前相談申請書を提出してください。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から助成金の利用が可能であると連絡がありましたら、書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 交付決定通知

助成金の交付を決定した旨と交付決定額（概算）の通知をさせていただきます。

4 工事業者との契約・工事着手

擁壁の築造等の改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

※ 決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。

5 実績報告

工事が完了したら、必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

実績報告書の提出から助成金額の確定まで約1～2週間程度お時間がかかります。

6 助成金額の確定

交付決定額を通知させていただきます。

7 助成金の請求・支払い

請求書の提出から30日以内にお支払いします。

③ 土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣【無料】

1 派遣対象者

- * 土砂災害特別警戒区域の指定解除を前提とした安全化対策を検討している者
- * 土砂災害警戒区域等にある敷地等の全部又は一部を所有する個人
- * 土砂災害警戒区域等にある敷地等について土地所有者の承諾を得て土砂災害対策工事を検討している借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地又は建築物の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
(区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者)
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者
(所有者の持分の過半の同意が取れていること)

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体またはこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 土砂災害警戒区域等にある敷地等を含む土地において，建築物を建築するために安全化対策を検討している場合
- ・ その他市長が不相当と認める場合

2 派遣対象となる敷地等

- ① 土砂災害により住宅に被害が及ぶ恐れがあるもの
- ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの

3 派遣の内容

- ① 現地確認
現地に専門家を派遣し，土砂災害警戒区域等の現地確認を行います。がけの形状や状態に加え隣接する建築物等の有無など周囲の環境を確認します。
- ② 申請者等へのヒアリング
申請者等にヒアリングを実施し，築造工事に向けた留意点などの助言を行います。
- ③ 安全化対策の提案
①と②の結果を踏まえ，土砂災害警戒区域等の状況及び課題を説明し，擁壁改修計画や急傾斜地対策，がけ下の建築物の安全化対策等を提案します。さらに，隣地関係者の合意形成に関する助言等を行います。

4 申請に必要な書類

以下の書類を添えて申請してください。

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 既存の敷地又は建物等の図面がある場合は、当該図面の写し
- ④ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）※個人の場合
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの
- ⑥ 借地人の場合：土地所有者の同意書
- ⑦ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑧ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書

5 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

窓口で事前相談申請書を提出してください。
専門家派遣の適否について判断いたします。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から専門家派遣が可能であると連絡
がありましたら、書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 派遣する専門家の選任

派遣する専門家を市が選任します。

4 申込者への通知

派遣を決定した旨の通知をさせていただきます。

5 派遣日程の調整

専門家と日程の調整をさせていただきます。

6 現地確認・相談の実施

現地確認・ヒアリング等を実施します。

7 安全化提案書のご説明

擁壁改修計画等を提案し、安全化に関する相談・
助言等を行います。

専門家派遣 業務完了

工事事業者の選定・契約・工事の実施を検討し
てください。

④ 土砂災害対策工事費助成金(擁壁等安全化対策助成)

1 助成対象者

- * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人
- * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人
- * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者）
- * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）

ただし、下記のいずれかに該当する場合は派遣を受けることができません

- ・ 国，地方公共団体またはこれらに準ずる団体等
- ・ 建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者
- ・ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条に規定する鉄道事業者
- ・ 建築物の建築計画等により建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合又は新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる場合における当該兼用部分に係る改修工事を行う者
- ・ その他市長が不相当と認める場合

2 助成対象となる安全化対策工事

土砂災害警戒区域等内における土砂災害を防止するための工事で、工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の解除が見込まれる工事

3 助成金額

助成対象工事費の 1 / 2 （上限額 1,000 万円）

4 必要書類

事前相談時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 東京都との協議資料（設計図，議事録等）
- ③ 工事見積書の写し（内訳書を含む。）

申請時

- ① 市が定める申請書一式
- ② 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 借地人の場合：土地所有者の承諾書
- ④ 区分所有の場合：区分所有間で合意された代表者であることが分かる書類
（理事会、総会議事録等で決議されたことが分かるもの）
- ⑤ 共同所有の場合：共有者の持分の過半の同意書
- ⑥ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）※個人の場合
- ⑦ 工事工程表
- ⑧ 設計図書（案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等）
- ⑨ その他市長が必要と認めるもの

工事完了後

工事が完了したら、以下の書類を添えて実績報告をしてください。

- ① 市が定める報告書一式
- ② 工事に係る書類（領収書、契約書、工事写真等）
- ③ 当該工事が完了したことについての東京都との協議書

5 申請スケジュール

1 事前相談（対象要件の確認）

安全対策工事を行う擁壁等についての資料をご持参のうえ事前相談申請書を提出してください。

2 申請書類の提出

事前相談後、市から助成金の利用が可能であると連絡がありましたら、書類を提出してください。

申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。

3 交付決定通知

助成金の交付を決定した旨と交付決定額（概算）の通知をさせていただきます。

4 工事業者との契約・工事着手

擁壁の築造等の改修を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

※ 決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。

5 実績報告

工事が完了したら、必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

実績報告書の提出から助成金額の確定まで約1～2週間程度お時間がかかります。

6 助成金額の確定

交付確定額を通知させていただきます。

7 助成金の請求・支払い

請求書の提出から30日以内にお支払いします。

専門家相談窓口

●建築士や建築士事務所等へのご相談

【一般社団法人 東京建築士会 (03-3536-7711)】
幅広い職域の建築士により構成されている公益法人です。

【一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (03-3203-2601)】
建築設計に関するご相談や、建築士事務所のご紹介等を行っています。
調布市は南部支部です。

●擁壁やブロック塀等に関するご相談

【公益社団法人 日本エクステリア建設業協会 (03-3865-5671)】
住宅の外構専門の工事業者の団体です。ブロック塀等の診断・施工に関するご相談も受け付けています。

【一般社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会 (03-3851-1077)】
コンクリートブロックの製造者を中心とした団体です。安全なブロック塀についての情報提供も行っています。

【ちょうふ住まいの相談センター (042-484-0500)】
新築・リフォーム、造園、電気水道設備、建物の解体、産業廃棄物など、建物に関する相談を受け付けています。

【調布市建設業協同組合 (042-482-0055)】
新築・リフォーム・外構工事などの施工に関する相談を受け付けています。

【一般社団法人 地盤品質判定士会】
主に個人の方で自己の所有する宅地を対象として、宅地地盤に関する相談を受け付けています。

問合せ先

調布市 都市整備部 建築指導課 構造設備監察係（構造担当）
〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 庁舎6階
電話 042-481-7516 FAX 042-481-6991